

みんなで行こう明るい選挙

10月13日は

病院等でお尋ねください。

郵便によつて

投票できます

代理投票

書に身体障害者手帳や戦傷病
者手帳などを添えて請求する
ことができます。

投票所一覧表 (□の地区は投票所が変わっています)

投票区	地区	あなたの住んでいる所	あなたの投票所
第1	日 章	前永田、高見、高田、藤宮、徳常、笠松、北組、中組、南組、王子	日章営農生活改善センター
第2		都築紡績、上野内、本村、駿前、東町、中町、西町、永田	南国市農協立田出張所
第3		下野内、茨西、新屋、土居、中須、開田、大学、空港、高専	物部公民館
第4		下島、久枝	久枝公民館
第5	大 篠	野田口、能間、城陸、櫻田町、朝日町、船吉、警察学校寮、西窪、新川	大篠小学校体育館
第6		山崎、八木、田井、関、竹中、西野々、南海学園、住吉野、大庭田地、伊達野	竹中公民館
第7		篠原東、篠原西、篠原北、南小竜南	篠原中央公民館
第8		明見	明見公民館
第9	稻 生	立石、千木田、土居谷、衣笠、丸山、井川、千屋崎	稲生地区公民館
第10		中谷、林谷、西谷、小久保、芦ヶ谷、北地	小久保公民館
第11	十 市	人形谷、楠上、錦城、栗山、東坪池、西坪池、札場	十市保育所
第12		剣尾、東組、国政、土居谷、西和	土居健治氏方車庫
第13		大小浜、八丁、阿戸、丸山	阿戸公民館
第14	三 和	岡上、北組、中組、南組、寺山	片山公民館
第15		上畑、室屋、小田村、土居、立石、馬橋、山口、野尻	三和地区公民館
第16		東場、中ノ丁、細工所、八松	中ノ丁公民館
第17		中田、本村、岩坂	浜改田公民館
第18	前 浜	浜田	浜田公民館
第19		西組、中組、寺家、久保、東組、浜窪	高木正平氏方車庫
第20		里組	下田村共同利用施設(下田村集会所)
第21	後 免	後免町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・東町	後免町公民館
第22	長 岡	西山、南陣山	西山公民館
第23		北陣山、南三島、北三島	南三島公民館
第24		上末松、下末松、上甘枝、古市、祈年	長岡東部公民館
第25		一区、二区、三区東、三区西、四区、中央团地	南国市立中央第五集会所
第26	第27	五区、六区東、六区西、七区東、七区西	南国市立中央第一集会所
第27		東崎東部、東崎西部、駿前町、日吉町	宇田公民館
第28		西島、北小窓、八区、南小窓、祈年团地、小山团地、土佐希望の家、清風園	南国市立中央第四集会所
第29	国 府	比江、国分、左右山	国府小学校
第30	久礼田	植田北、植田南、植田西	植田公民館
第31		沖の土居、石堂、中の北、中南、西北、西南、高石	久礼田体育馆
第32		植野東、植野中、植野西北、植野西南、領石北、領石中、領石南	植野公民館
第33	瓶 岩	宍崎、亀岩、外山、才谷	瓶岩幼稚園
第34		成合、天行寺	成合天行寺公民館
第35	上 倉	一道木、萩野、中の谷、中平、滝の下、小滝、中組、番所、中部、小倉	白木谷地区公民館
第36		八京	岡崎豊氏方倉庫
第37		奈路東、奈路西、奈路北	奈路公民館
第38		中谷、上倉	西原優氏方
第39	岡 豊	桑ノ川、黒滝、大改野、中ノ川	黒滝部落公民館
第40		笠ノ川、八幡	八幡公民館
第41		小蓮、定林寺、滝本、蒲原、蒲原团地、蒲原住宅	定林寺公民館
第42		中島、常通寺島、江村、吉田、小籠	垣内実氏方
第43	野 田	上野田、下野田、西野田	野田地区公民館
第44	岩 村	包末、金地	包末部落公民館
第45		福船、堀の内	岩村地区公民館

任期満了に伴つ南国市議会

議員選挙の投票が、10月13日

に行われます。投票の受け付

けは午前7時から午後6時ま

で(成合、天行寺、中谷、上

倉、桑ノ川、黒滝、大改野、

中の川は午後4時まで)です。

今後4年間市政を託す代表

を決める、私たちの重要な意

思表示の場です。あなたの一

票を大切に。

投票所入場券を

忘れずに

各世帯に投票所入場券を配

布します。投票日には、投票

所入場券を持って、別表の投

票所へ行ってください。不在

者投票の場合も投票所入場券

を持参してください。

午後5時まで選挙管理委員会

(市役所4階)で受け付けて

いますので、印鑑をもってお

いでください。

投票区以外で仕事をしてい

る場合

▼やむを得ない用事や事故で、

市外に旅行または滞在してい

る場合

▼病気

▼10月5日現在で選挙時登録

を行いますので、平成3年7月

5日以後に南国市に転入届

を出した方は投票できません

▼監獄、少年院、婦人補導院、

養老院、老人ホームなどに収

ら第2項症、心臓、腎臓、呼吸器、

吸器の障害が特別項症から第

3項症までの記載のある方

▼昭和46年10月14日までに生

まれた方

▼平成3年7月5日までに南

国市に転入届をし、引き続

き住んでいる方

▼病院や老人ホームなどの場

合は、一部投票できるところ

もありますので、それぞれの

有効期限が切れる方は、請求

投票所へ行ってください。

不在者投票ができます。不在

者投票は、午前8時30分から

午後5時まで選挙管理委員会

(市役所4階)で受け付けて

いますので、印鑑をもってお

いでください。

投票区以外で仕事をしてい

る場合

▼やむを得ない用事や事故で、

市外に旅行または滞在してい

る場合

▼病気

▼10月5日現在で選挙時登録

を行いますので、平成3年7月

5日以後に南国市に転入届

を出した方は投票できません

▼監獄、少年院、婦人補導院、

養老院、老人ホームなどに収

ら第2項症、心臓、腎臓、呼吸器、

吸器の障害が特別項症から第

3項症までの記載のある方

▼昭和46年10月14日までに生

まれた方

▼平成3年7月5日までに南

国市に転入届をし、引き続

き住んでいる方

▼病院や老人ホームなどの場

合は、一部投票できるところ

もありますので、それぞれの

有効期限が切れる方は、請求

投票所へ行ってください。

不在者投票ができます。不在

者投票は、午前8時30分から

午後5時まで選挙管理委員会

(市役所4階)で受け付けて

いますので、印鑑をもってお

いでください。

投票区以外で仕事をしてい

る場合

▼やむを得ない用事や事故で、

市外に旅行または滞在してい

る場合

▼病気

▼10月5日現在で選挙時登録

を行いますので、平成3年7月

5日以後に南国市に転入届

を出した方は投票できません

▼監獄、少年院、婦人補導院、

養老院、老人ホームなどに収

ら第2項症、心臓、腎臓、呼吸器、

吸器の障害が特別項症から第

3項症までの記載のある方

▼昭和46年10月14日までに生

まれた方

▼平成3年7月5日までに南

国市に転入届をし、引き続

き住んでいる方

▼病院や老人ホームなどの場

合は、一部投票できるところ

もありますので、それぞれの

有効期限が切れる方は、請求